

平成 25 年 6 月 10 日
官民競争入札等監理委員会

第 110 回官民競争入札等監理委員会
官民競争入札等監理委員会運営規則第 3 条に基づく書面による議事結果

官民競争入札等監理委員会（以下、「本委員会」という。）に付議された「公共サービス改革基本方針（案）」及び事業の評価（案）について、本委員会運営規則第 3 条に基づき書面による議事を行ったところ、過半数の委員より異存はない旨回答を得たため、その旨、委員会としての議決に代えることとした（なお、防衛省施設管理業務（目黒地区、十条地区）、経済産業省特許庁庁舎の管理・運営業務及び東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務については、併せて新プロセスへの移行を了承することとし、次期事業の実施要項については、内閣府への提出をもって法第 14 条第 5 項に基づく本委員会の議を経たものとみなす）。

○公共サービス改革基本方針（案）について（資料 1）

○事業の評価（案）について

- ・ 外務省庁舎等施設管理業務（資料 2-1 及び 2-2）
- ・ 防衛省施設管理業務（市ヶ谷地区、目黒地区、三宿地区、十条地区）（資料 3-1 及び 3-2）
- ・ 経済産業省特許庁庁舎の管理・運営業務（資料 4-1 及び 4-2）
- ・ 東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務（資料 5-1 及び 5-2）